

## 宇城地域における体験型観光パンフレット制作業務基本仕様書

### 1 委託業務名

宇城地域における体験型観光パンフレット制作業務

### 2 業務目的

宇城地域は熊本市に近い県央に位置し、管内に国道、高速 IC、鉄道等の交通拠点が存在するとともに、空港にも比較的近いという観光誘客についての地理的優位性を持つ。

しかしながら、観光客からは、「天草への通過点」としてとらえられがちであり、観光客の地域での滞在時間を延ばすことが大きな課題となっている。

そこで今回、観光客がその地域ならではの文化や自然、食等を直接体験することで、より深くその土地を理解し、その土地にしかない魅力を楽しむことができる体験型観光に着目し、宇城地域における体験型観光を紹介するパンフレット（日本語版）及びリーフレット（繁体字版）を作成することで、「通過点ではなく1日かけて観光を楽しむことができる周遊エリアとしての宇城地域」としての認知度を向上させ、国内外からの誘客に繋げ、交流人口の拡大を図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日まで

### 4 業務内容

#### （1）パンフレット（日本語版）の制作

宇城地域における体験型観光パンフレットの制作に必要な企画、デザイン、校正、印刷、製本等の業務を行うこととする。なお、その他委託者が必要と認める業務については、委託者と連携して行うものとする。

#### ア 企画コンセプト

宇城地域の体験型観光を魅力的に紹介する紙面構成とする。また、当パンフレットをきっかけに観光客が宇城地域に興味・関心を持ち、その訪問意欲が惹起されるような分かりやすい内容を示すものとする。

#### イ 構成

次の事項を掲載することとする。

また、受託者の提案により、委託者がより効果的なパンフレットの制作に資すると認めた場合は、項目の変更を可能とする。

なお、掲載する写真や紹介文については、原則として委託者が作成・提供するが、受託者が行うことを妨げない。

- ・ 宇城地域の紹介
- ・ 委託者が選定した宇城地域の体験型観光の紹介（観光農園及び農業・食体験などの「食に関する体験」、「自然体験」、「歴史・文化体験」のジャンルごと

に体験できるスポットを紹介。全部で30か所程度を想定。)

- ・スポットの位置関係及び主要交通拠点がわかるマップ
- ・周辺観光施設
- ・周遊モデルコース（2コース以上）
- ・体験可能な時期がわかる年間カレンダー
- ・うと・うき・みさとスマートガイド (<https://www.smartguide.name/ukiarea-sg/>) の紹介、QRコード

#### ウ 規格

フルカラー、マットコート紙

※パンフレットのサイズ、ページ数、製本方法等の詳細な仕様については、提案者からの提案を求め決定する。

#### エ 部数

2,000部

#### オ パンフレットの納期限

令和8年（2026年）2月27日

#### カ その他

パンフレット制作にあたっては、宇城2市1町（宇土市、宇城市、美里町）と連携して行うことから、校正は2回以上とする。

### (2) リーフレット（繁体字版）の制作

上記（1）のパンフレットの簡易版として、大台南国際旅行博の来場者に配布するリーフレットを制作する。リーフレットの制作に必要な企画、デザイン、校正、印刷、製本等の業務を行うこととする。なお、その他委託者が必要と認める業務については、委託者と連携して行うものとする。

#### ア 企画コンセプト

上記（1）のパンフレットの内容を簡潔にまとめた内容とし、言語は中国語（繁体字）とする。また、当リーフレットをきっかけに台湾人が宇城地域に興味・関心を持ち、その訪問意欲が惹起されるような分かりやすい内容とする。

#### イ 構成

次の事項を掲載することとする。

また、受託者の提案により、委託者がより効果的なリーフレットの制作に資すると認めた場合は、項目の変更を可能とする。

なお、掲載する写真や紹介文については、原則として委託者が作成・提供するが、受託者が行うことを妨げない。

- ・宇城地域の紹介
- ・委託者が選定した宇城地域の体験型観光の紹介（上記（1）のパンフレットに掲載する体験型観光の一部をピックアップして紹介）
- ・うと・うき・みさとスマートガイド (<https://www.smartguide.name/ukiarea-sg/>) の紹介、QRコード

ウ 規格

フルカラー、A4両面、二つ折りまたは三つ折り

エ 部数

1,000部

オ リーフレットの納期限

令和7年（2025年）11月10日

カ その他

リーフレット制作にあたっては、宇城2市1町（宇土市、宇城市、美里町）と連携して行うことから、校正は2回以上とする。

## 5 受託者の責務

- （1）受託者は、個人情報の保護等を行う義務がある。
- （2）受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- （3）委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- （4）委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- （5）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- （6）関係法令を遵守し業務に当たること。

## 6 業務進捗状況及び完了報告

- （1）委託者は、必要に応じて、受託者に対し業務の進捗状況に関する報告を求めることができる。
- （2）受託者は、業務が終了した場合、業務完了報告書を作成し、委託者に対し、業務完了の日までに提出すること。検査に合格したときは、支払い請求書を委託者に提出すること。

## 7 成果物等

- （1）業務完了報告書
- （2）パンフレット（日本語版）（2,000部）
- （3）リーフレット（繁体字版）（1,000部）
- （4）画像（電子データ）一式
- （5）その他委託者が必要と認めたもの

## 8 著作権等

- （1）委託業務に係るすべての著作権（著作権法（昭和第45年法律第4号）第27条

及び第28条に規定する権利を含む。)は委託者に帰属するものとし、委託者が自由に利用できるものとする。また、制作した成果品及び新たに撮影した画像等については、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。

- (2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 業務にあたり、人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。使用料等の必要が発生する場合は、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) その他、ここに定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ、決定する。

## 9 その他

- (1) 目的、委託内容及び次の留意点を踏まえ、提案者が効果的と考える方法により、宇城地域の魅力を伝え、観光客を地域へ円滑に案内できる仕組みを企画提案すること。
- (2) 企画、撮影等、パンフレット及びリーフレットの制作に係る作業のすべてを行うこと。
- (3) 具体的な撮影時期、撮影場所、内容等については、事前に委託者と協議の上決定すること。
- (4) 画像圧縮は最低限に留め、高画質な画像を確保すること。
- (5) 予算の範囲内で実現可能な提案をすること。
- (6) 発注者である委託者は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について協力するものとする。
- (7) 本業務には、業務の実施に必要な各種手配・関係者への連絡調整・準備等一式を含む。
- (8) その他、定めのない事項又は仕様について、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ、解決するものとする。